

いじめ防止対策基本方針

御嵩町立御嵩小学校
2018.10 改定

御嵩小学校では、学校の教育目標「のびよう きたえよう せいいっぱい」をもとに、毎日の授業を始めとした様々な教育活動に取り組んでいる。

現在のところ深刻ないじめ事案は起きてはいないが、毎日の生活の中で子供同士のトラブルやいさかいはあり、互いがいやな気持ちになる事象は起きている。集団生活をする中で、相手の立場や思いが十分理解できず、深刻な状況に発展する前に、適切な解決を図り、望ましい人間関係をつくるよう指導していくことが大切となってくる。

国の法令や町の条例等を受け、全職員が一丸となって児童の指導に当たるとともに、保護者や地域、教育委員会等の関係機関と連携を図りながら、どの子も「真にたのしく笑顔のあふれる学校生活」が送ることができるように指導を進めていきたい。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

(2) 基本認識

- ・いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ・いじめは、人権を否定する人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、加害者被害者だけの問題ではなく、周りの集団の問題としてとらえねばならない。
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) 学校としての構え

- ・児童の心身の安全・安心を最優先に考え、常に危機意識を持って未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が協力した指導体制のもとで対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・児童理解に一層つとめて「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。
- ・児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・問題の対応や指導でいじめが解消したと判断することなく、保護者と連携を取り、必要によっては指導を行いながら継続的に見届けていく。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 一人一人の自尊感情を育てる取組

- ・係活動や当番活動、委員会活動を通して学級や学年、学校の中で、集団への所属感や自己有用感を持つことができるようにする。
- ・一人一人のよさを見つけ、学校便りや学級通信等を活用しながら広めて共有することで、児童の自己肯定感につなげる。

(2) 感動のある授業づくり

- ・教材提示や言葉かけ、個に応じた指導や学び方指導等を工夫することで、分かる・できる授業をめざし、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・基礎的・基本的事項の習得を図るとともに、仲間と関わり合って課題解決を図る学習活動の充実にも努める。

(3) 望ましい集団づくり

- ・互いの良さを認め合いながら、集団の中での居場所をつくったり仲間とのつながりを強くしたりするための話し合い活動や学級活動の充実を図る。

- ・他に対する言葉使いに気をつけたり、あいさつ活動を展開したりする中で、温かい人間関係を育む素地を養う。

(4) 生命や人権を大切にする指導

- ・他を思いやる心や自律の心を育むための道徳の授業を充実する。また、確かな規範意識を育てるための道徳的実践の場を設定しながら、学校教育全体で道徳教育を充実する。
- ・互いに思いやりの心を持って関わっていくための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、いじめや差別、偏見を許さない校風づくりに努める。
- ・自己肯定感や自己有用感を育てるために、体験学習や縦割り活動を充実する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況を把握し、スマートフォンや携帯電話、通信型ゲーム機を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を充実する。
- ・スマートフォンや携帯電話、通信型ゲーム機等の取り扱いやインターネット上のトラブルやSNSの使い方に関する指導について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 的確な情報収集と校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（心のアンケート）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況を状況等を確認し、対策を検討する
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等、全職員が休み時間や放課後等の活動の中で児童の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係をつかんだりしながら情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや心の相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・日頃から受容的・共感的な態度で児童を受け入れる姿勢を大切にしながら教育相談を進め、児童との信頼関係を築いていく。
- ・小さな問題でも安易にとらえず、深刻な問題に発展する前に早期対応を図る。
- ・担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当者等、校内の全職員が連携し、役割を相互理解した上で連絡・報告・相談を大事にしながら指導に当たる。

(3) 教職員研修の充実

- ・文部科学省や県教育委員会から出されている資料（「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」等）を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、いじめに対する認識を高めるとともに、未然防止、早期発見・早期対応ができるよう年度当初の職員会や夏季休業中の研修、必要に応じた適宜研修を充実する。
- ・いじめの事案を検討したり事例研修会を行ったりして、対応の仕方を身に付けるようにする。

(4) 保護者との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、面談や家庭訪問により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・いじめの事実が確認されたときは、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中でいじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・問題がこじれることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、今後に向けて一緒になって取り組んでいくことができる協力的な関係を築くようにする。

(5) 関係機関等との連携

- ・中学校、教育委員会、子ども相談センター、民生児童委員、福祉課、学校評議委員、警察、いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員等とのネットワークや関係を大切にし、未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応に向けた情報交流や連携に努める。

- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法 第二十二条）

各学年主任と連携を密にしながら、児童の状況を把握し、気になる状況があったときには迅速にケース会議や対策会議を開き対応を検討する。その際には該当の担任や主任も入って検討をする。

また、日常的によりよい人間関係作りができるような集団作りの在り方や教育相談について、職員会などへ提案をしながら、継続的にいじめが起こらない基盤作りを進める。

重大事態の調査を行う組織として、以下の委員（事案によって対策委員を決定する）により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

校長、教頭、（主幹教諭）教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、関係職員等
保護者代表、地域代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、
その他必要に応じて

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

学校便りやHP等を通して、「いじめ防止対策基本方針」について地域や保護者に公表する。

また、児童を地域ぐるみで見守る意味から、児童のよい姿やいじめにつながるような心配な情報などを学校へ届けていただけるようお願いをする。保護者や地域と連携し、児童に声をかけたり励ますなど、地域ぐるみで児童を育てる機運を高めていく。

月	取 組 内 容	備 考
4 月	・ PTA 総会等での町の「いじめ根絶に向けた取組」「学校いじめ防止基本方針」についての説明 ・ 学校だより、HP 等による「方針」等の発信 ・ 職員研修会の実施（校内体制の共通理解）	方針の確認
5 月	・ 「聞いて聞いてアンケート」の実施（教育相談の実施） ・ 職員研修「いじめの対応・人権」（事例研修）の実施	
6 月	・ 「心のアンケート」の実施、教育相談（全児童対象）の実施 ・ 学校評議員会 兼 いじめ防止対策委員会	
7 月	・ 「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・ 個人懇談の実施 ・ 職員研修（1 学期のいじめ防止対策の取組の振り返り）	第 1 回県いじめ調査
8 月	・ 職員研修（事例研修会・人権教育研修会）の実施	夏季休業中の指導
9 月	・ 学校だより等による取組の見直し等の公表 ・ 教育相談の実施	
10 月	・ 「聞いて聞いてアンケート」の実施（教育相談の実施） ・ 学年会（いじめ防止対策についての中間交流） ・ 学校評議員会 兼 いじめ防止対策委員会	
11 月	・ 「ひびきあいの日」に向けた取組	
12 月	・ 「ひびきあいの日」（児童会でのいじめ防止対策の発表、標語） ・ 「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて）	第 2 回県いじめ調査

	・「心のアンケート」の実施、個人懇談の実施	冬季休業中の指導
1 月	・職員研修（2 学期のいじめ防止対策の取組の振り返り） ・「聞いて聞いてアンケート」の実施（教育相談の実施）	
2 月	・児童会取組のまとめ ・「心のアンケート」の実施、教育相談の実施 ・学校評議員会 兼 いじめ防止対策委員会（本年度のまとめと来年度の計画立案）	
3 月	・「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（1 年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第 3 回県いじめ調査（兼国調査）

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ防止・対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導等の方法や指導方針を確認し、保護者と連携を取りながら役割を明確にした動きをつくる。

【対応の重点】

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・いじめの兆候を把握したら速やかに情報を共有し、役割を明確にして丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実の確認ができた、あるいはいじめの疑いがある場合には、いじめを受けた児童の安全を確保し、児童の気持ちにより添いながら迅速な対応をする。
- ・いじめの事実が認められた場合は、教育委員会に報告するとともに、加害児童、被害児童の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童の指導に当たる。
- ・保護者と連携を取りつつ、加害児童には「いじめは絶対に許されない」ということを自覚させるとともに、被害児童やその保護者の思いを受け止めさせ、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・被害児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアを図りながら事後の対応への配慮を行う。また、二次被害や再発防止に向け、中・長期的な取り組みを行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 被害児童の安全を確保と管理職等へ報告
- ③ いじめの報告を受けた場合、校長は直ちにいじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、事実関係を把握する。
- ④ 被害児童のケアは、養護教諭や専門的な知識のある者と連携して対応を図る。
- ⑤ 被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決に当たる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑥ 関係機関と連携を取り、適切な事後対応を行う。
- ⑦ 問題の経過を見守り、家庭と連携を取りつつ、加害・被害児童への継続的な支援を行う。

【いじめの解消について】

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされていること。
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（2）「重大事態」と判断されたときの対応

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。

- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合には、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、アンケートの質問票の原本等の一次資料は最低でも当該児童が卒業するまで保存し、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで5年間保存する。

◆資料

【基本認識】

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。

「いじめ問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日付文部科学省通知)

【新定義】(平成18年度間の調査より)

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

【いじめを許さない学校づくりについて】

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。
- ② いじめを許さない学校づくり、学級(ホームルーム)づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。
- ③ その時の指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

「いじめ問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日付文部科学省通知)